



Title	明治時代の日本語における文字・表記の画一化について
Author(s)	Better, Daniel Joel Joseph
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69698
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (BETTER DANIEL JOEL JOSEPH)	
論文題名	明治時代の日本語における文字・表記の画一化について
論文内容の要旨 本論文は、明治以降の日本語の文字・表記における画一化の一側面を明らかにするものである。具体的に、本論文は明治時代の印刷物における平仮名字体と仮名遣いという、文字・表記体系の中の2つの要素に着目し、それらに見られる画一化をとりあげた。なお、本論文において、文字・表記の実態とその規範を区別して考察を行った。以下、本論文における文字・表記の実態と規範、そしてこれらにおける画一化の捉え方について簡単に述べ、各章の概要を紹介していく。 文字・表記の実態は、あらゆる著作物において実際に文字・表記が使用されているあり方として捉えた。文字・表記の形式（例えば、仮名の字体、または仮名遣いの形式）と、それと対応している言語現象（例えば、音韻・音形または語・語義）との間の対応関係が一对一に近づいていくことを、文字・表記の実態における画一化として捉えた。このような画一化は、第1章と、第2章、第4章、第6章で取り上げた。 文字・表記の規範は、文字・表記の正しい使い方の規則や決まりを指す概念として捉えた。文典や、辞書、そして文章法を説く書は文字・表記の規範を知るための重要な手がかりになるが、一方、その他の著作においても、特定の文字・表記の使い方を評価する、もしくは否定する記述もその時代に意識されていた文字・表記規範を端的に示す資料になる。文字・表記の形式とそれと対応する言語現象との間の対応関係を、一对一の対応に近い規則や決まりが規定され、その規則が多くの人々の間に定着していくことを規範の画一化として捉えた。このような画一化は、第3章と、第4章、第5章で取り上げた。 ●第1章 第1章は、明治元年から33年までの印刷物（整版本、整版本草双紙、活版本）において平仮名字体が使用されている数の推移を確認した。結果として、明治初頭の平均使用字体数は整版本・活版本ともに高く、時代が下るにつれて減少していくのだが、活版本での平均使用字体数が整版本より速いペースで減っていくことがわかった。また、明治25年頃には活版本での使用字体数が55字体程度に収斂していることが確認された。明治20年から22年の間に平均字体数が10字体ほど減少していることが定量的な調査を通して確認された。 明治33年の『小学校令施行規則』には、児童の教育に使用する仮名字体の一覧表を示しているものが含まれている。この『小学校令施行規則』の發布をもって平仮名字体の画一化が行われたと考えられてきた。しかし、第1章での結果をふまえて考えると、『小学校令施行規則』のこの字体表が画一的な文字使用を新たに制定したというより、活版本にある画一的な平仮名字体の使用実態を追認したものとして捉えた方が適切である。 ●第2章 第2章は、活版本に使用されている平仮名字体の数が急減した明治20年前後に着目するものである。この急減の背景に、印刷者側の事情が要因の一つであるという仮説を立てて、調査を通してこの仮説を検証した。平仮名字体の使用傾向と印刷者の関係の有無を確かめるために、同一の出版者または同一の印刷者によるもので、明治20年頃の活版印刷本を調査した。春陽堂出版の資料を重点的に調査し、印刷者によって使用されている平仮名字体数が異なっていることが確認された。また、瀧川三代太郎が印刷者として記載されている資料を調査し、明治23年の前半以前の資料と、明治24年の後半の資料との間に傾向差があることを確認し、印刷所において何らかの変化がこの傾向差に関わっている可能性があるかと推測した。このように、平仮名字体の使用傾向の変化に関する一因として印刷者側の事情が挙げられると考えられる。	

●第3章

第3章は、明治初期の辞書と綴字教科書を資料として、仮名遣い規範を確認した。先行研究では、近代以前の書物における仮名遣いの規範を調査し、「歴史的仮名遣い」との一致率などを取り上げるものはあるが、「歴史的仮名遣い」の明確な定義が行われてこなかった。本章は、契沖の『和字正濫鈔』および、この書を祖とする近世の仮名遣い書9点（以降、この計10点の書物を「近世の歴史的仮名遣い系の仮名遣い書」と呼ぶ）に示されている仮名遣いを「歴史的仮名遣い」として捉えることとした。本章の調査は、明治初期の辞書と綴字教科書に示されている仮名遣いと、近世の歴史的仮名遣い系の仮名遣い書と比較した。

調査の結果、明治初期の綴字教科書や辞書における仮名遣いが概ね歴史的仮名遣いと一致していることが明らかになった。『日本国語大辞典』に掲載されている歴史的仮名遣いと比較して一致しない語もあったが、この大部分は近世の歴史的仮名遣い系の仮名遣い書と同じ仮名遣いとなっていることがわかった。このように、明治初期の綴字教科書や辞書に、概ね個々の語に一つの仮名遣いのみ示す画一的な仮名遣い規範が確認でき、掲載される仮名遣いが近世の歴史的仮名遣い系の仮名遣い書の在り方を引き継いでいると考えられる。このように、明治初期には既に歴史的仮名遣いに基づく表記規範の素地ができていたといえる。

●第4章

第3章で見たように、明治初期の段階で、歴史的仮名遣いという仮名遣い規範の素地が既にあったとすれば、幕末以前にも歴史的仮名遣いの素地があった可能性があると考えられる。第4章は、時代を遡って幕末期の自然科学書および漢文注釈書を調査し、画一的な仮名遣いの実態があることを確認した。また、幕末期の仮名遣い書を取り上げ、古典解釈関係や歌学関係の人の他に、農学者や武士によって作られた仮名遣い書もあることを指摘した。さらに、幕末以前の節用集を調査し、仮名遣い規範に直接的に関わる記述を含み、仮名遣い規範を評価しているものが一部あることを指摘した。このように、国学の世界以外にも画一的な仮名遣い規範意識があったと可能性があることを指摘した。先行研究では、近代に歴史的仮名遣いが採用された背景に、教育政策への国学者の関与、あるいは復古思想があったとされている。しかし、第4章の調査により、幕末期、すなわち明治維新より前の時点で、洋学者と漢学者による著作に画一的な仮名遣いがあり、国学者以外の知識層の人物にも仮名遣い規範意識があったことを指摘した。

●第5章

第5章は、明治時代に作られた文典を資料として、用言の音便形に関する仮名遣い規範を調査した。調査資料のうち、音便形の仮名遣いに触れるものは多くなかったが、音便形の仮名遣いに関する記述を含む文典において、次の傾向が明らかになった。明治33年には音便形のままの仮名遣い（例えば「書いて・読んで」のような仮名遣い）を使うべきとする資料が増えることが明らかになり、先行研究における記述を定量的な調査で検証することができた。また、明治28年より明治32年にかけてイ音便・ウ音便は音便形のままの仮名遣い、促音便・撥音便は音便化以前の仮名遣い（例えば「立ちて・読みて」のような仮名遣い）が正しいとしている資料が確認され、音便形のままの仮名遣いで書く表記規範が文典に定着する流れのうち、先にイ音便・ウ音便が定着し、後に促音便・撥音便が定着するという段階性があることを指摘した。

●第6章

第6章は、明治後期から大正時代にかけての禁則処理の実態に着目した。禁則処理は、組版のルールの一つとして、版面における文字の並べ方に関わる事象である。『太陽コーパス』を調査資料として、行頭に句読点や踊り字などの符号が現れる例数（現代では禁則処理の違反のみなされる組版のあり方）を確認した。句読点が行頭に現れる例数が総じて低いこと、一方、踊り字が行頭に現れる例数が各号の印刷者によって異なっていることが明らかになった。この事実を踏まえて、明治後期から大正時代にかけて、禁則処理の対象に含める文字や記号の範囲が印刷者によって異なっていた可能性があることを指摘した。

以上のように、本論文は平仮名字体の使用の実態、仮名遣いの実態と規範、そして禁則処理の実態といった側面から、明治時代の日本語における文字・表記の画一化を論じた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (BETTER DANIEL JOEL JOSEPH)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 岡 島 昭 浩
	副 査 大阪大学 教授 金 水 敏
	副 査 大阪大学 准教授 岸 本 恵 実
	副 査 東京大学 准教授 矢 田 勉
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 明治時代の日本語における文字・表記の画一化について

学位申請者 BETTER DANIEL JOEL JOSEPH

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	岡島昭浩
副査	大阪大学教授	金水 敏
副査	大阪大学准教授	岸本恵実
副査	東京大学准教授	矢田 勉

【論文内容の要旨】

本論文は、近代以前に多様であった日本語の文字・表記が明治期に於いて、その多様性を離れて画一化する過程を、平仮名に関わる問題（字体と仮名遣い）を中心に、実態と規範（教育を含む）の両面を意識しつつ、また、整版から活字へという印刷法の変化にも目を配りながら、論じたものである。「第一章 明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」「第二章 明治前期の活版印刷本における平仮名字体数と印刷者との関係について」「第三章 明治初期における仮名遣い規範について」「第四章 幕末の仮名遣いについて」「第五章 明治時代の文典における口語の仮名遣い規範について」「第六章 禁則処理の実態と印刷者の関係について」からなる。

第一章は、明治期の出版物における平仮名字体について考察したものである。しばしば言われる明治 33 年の「小学校令施行規則」で、平仮名字体を一音について一つに規定したことによって変体仮名が減じたという巷説に対して、その制定時まで既に平仮名字体は一音一字に近づいていたことを、整版・活版という印刷方法やジャンルについても考慮しながら調査して、実証したものである。第二章は、活字を組んで印刷する活版本では、用意されている活字の種類によって印刷の結果が影響を受けられると思われるので、その調査を行っている。出版条例によって刊記に印刷者を記すことが義務付けられた明治 21 年以降の資料の中から春陽堂によって出版されたものを重点的に調査して、印刷所により、平仮名の字体数の違うこと、また、瀧川三代太郎という印刷者によるものは、明治 23～4 年を境に、平仮名字体の種類が変化していることを示した。

第三章は、明治初期における仮名遣い規範について論じたもので、いわゆる歴史的仮名遣いが社会的な規範となる過程において、どのような規範の提示があったのかを、綴字教科書と辞書を資料として調査し、明治の初期に於いて歴史的仮名遣いに基づく表記規範の素地ができていたことを示した。

第四章は第三章を受けて、幕末の仮名遣いの実態を調べ、特に洋学者や漢学者による文章の仮名遣いの実態を調査し、歴史的仮名遣いを中心的に推進したと考えられる国学者以外の知識層にも仮名遣い規範意識があったことを示した。

第五章は、明治になって必要とされた口語の仮名遣い規範がどのように整えられていったのかを、音便形の仮名遣いを調査し、先にイ音便・ウ音便を「い」「う」で表記することを認め、後に促音便・撥音便を表記すること

を認めるという段階性があったことが示された。

第六章は、印刷の際にある種の文字が行頭に来ることを避ける「禁則処理」の、明治期における実態を、印刷者による対応の違いに着目して論じたもので、句読点と繰り返し符号とで差のあることや、印刷者によっても差のあることが示された。

【論文審査の結果の要旨】

従来、印象などで語られることの多かった明治時代の文字・表記について、本論文では、実際の資料(デジタル複製)に対して纏まった量の調査を行い、その数値を適切に示し、特に平仮名字体については、年代による差異や、印刷方法、また印刷を行った工場による差異に就いてまで考察して、一定の成果を挙げたことを認めるものである。明治初年に於いて90ほどあった仮名字体が、特に活版本に於いて大きく減少し、明治二十年代までに50台にまで減じて最小の48に近づいていたことが具体的な数値を以て示されたのは、とても重要な成果である。明治二十年代の前半に大きく数字を減らした時期のあることも貴重な指摘である。また、整版本に於いては、活版本のような急激な変化ではなく緩やかな減少であったことが示されたのも興味深い指摘である。

一方、仮名遣いの調査については、不満も残る。歴史的仮名遣いの使用を勧めた国学者以外の文章を調査するという着眼はよいが、それらの多くが漢字を多用する表記で書かれているため、仮名遣い上問題となる点が、主に動詞の活用語尾に限られることになり、その部分しか調査しえないため、結論が十分な説得力を持ってないように感じられる。禁則処理の調査も、指摘自体は興味を持てるものの、本論文の中での位置づけ、また明治時代における文字・表記の研究の中での位置づけがはっきりしない。また、本論文が、近代日本語における文字・表記について、どのような貢献をなしたかについて、論者自身による纏めが終章に於いてなされるべきであったが、それが十分でなかったのも残念な部分である。

しかしながら、本論文が明らかにしたことがらや示された結果は重要なものであり、今後の文字・表記史に資するところが大きいものである。以上の点から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。